

新しい商標と商標権侵害

北大サマースクール

2015年8月23日

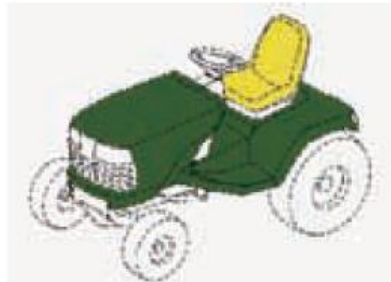
弁理士 青木博通

欧米における登録例と使用例

色彩商標

- **色彩商標**：色彩のみからなる商標。単一色、複数の色彩の組み合わせがある。
- 米国における登録例(椅子の部分が黄色でボディが緑)

米国登録第 3132124 号



実際の使用例



(車体が緑色，椅子が黄色に着色されている)

指定商品：12類 農業用トラクター等

商標の説明：The color (s) green and yellow is/are claimed as a feature of the mark. The mark consists of the colors of a green vehicle with a yellow seat. The broken lines are not claimed as part of the mark. But show where the colors are used on the product.

Deere and Company

色彩商標

- 欧州における登録例（紫色、Pantoneの248）

CTM 登録第 3793361 号



（紫色）

指定商品：31類 猫用飼料等

色彩の表示 (indication of color) :Color purple: Pantone
248c

実際の使用例



Mars

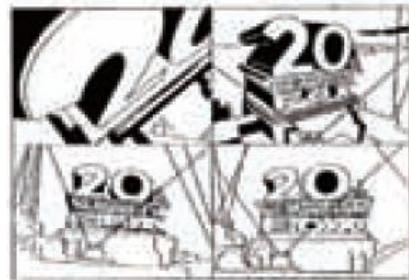
動き商標

- **動き商標**：図形等が時間によって変化して見える商標。

米国登録第 1928423 号

使用例

- 米国における登録例：



指定商品：9類 映画フィルム等

商標の説明： The trademark is a computer generated sequence showing the central element from several angles as though a camera is moving around the structure. The drawing represents four “stills” from the sequence.

20th Century Fox

動き商標

- 欧州における登録例：

CTM 登録第 3429909 号

使用例

商標：



指定役務：38類 通信

商標の説明：The mark comprises an animation which consists four images depicting hands coming together, shown in succession from left to right and from top to bottom.

Nokia Corporation

動き商標

- 欧州における登録例:

指定商品:3類 せっけん等 5類 エアーフレッシュナー



The Procter &
Gamble Company

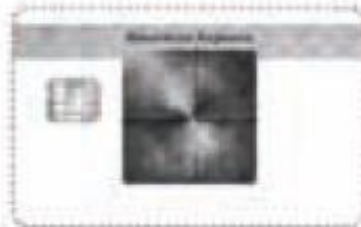
ホログラム商標

- **ホログラム商標**：見る角度により変化する商標、立体的に見える商標
- **米国における登録例**

米国登録第 3045251 号

使用例

商標：（真中がホログラムの部分である）



指定役務：36類 クレジットカードサービス

商標の説明：The mark consists in part of a hologram image in the center of the mark.

ホログラム商標

■ 欧州における登録例

CTM 登録第 2117034 号

商標：



指定商品：9類 ビデオカセット等

商標の説明：The letters VF in white on blue spheres,
the name VIDEO FUTUR in blue on a
black background.

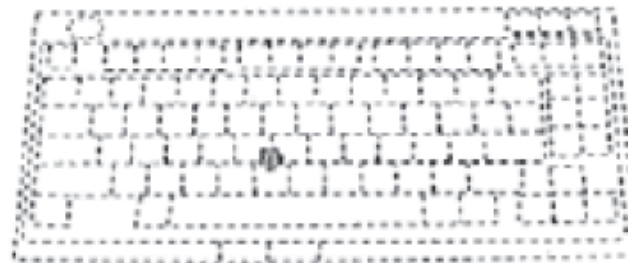
GDS VIDEO

位置商標

- **位置商標**：図形等の標章とその付される位置によって特定される商標

- 米国における
登録例

米国登録第 2363544 号



Lenovo

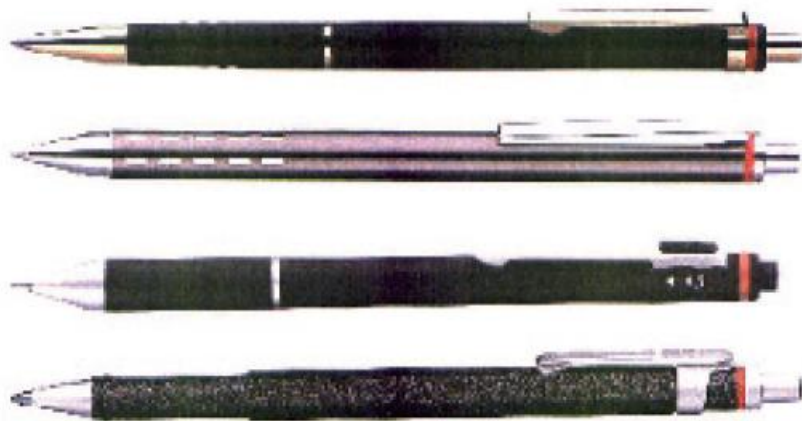
指定商品：9類 カーソルの操作器

商標の説明：The mark consists of the color red used on the cursor control device component of the goods. The matter shown in the drawing in broken lines serves only to show positioning of the mark and no claim is made to it. The mark is lined for the color red.

位置商標

- 欧州における登録例（ノック部分の下に赤色のリング）

CTM 登録第 3892015 号



指定商品：16類 筆記具

商標の説明：The object of the position mark is the way in which a red ring is arranged on writing implements, drawing implements and compasses ("red ring") . The following identifying positions shown thereby appear.

Luxembourg Brands

音商標

- **音商標**：音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚により認識される商標
- **米国における**

登録例

米国登録第 1395550 号

商標：図面なし

指定商品：9類 映画フィルム

商標の説明：THE MARK COMPRISES A LION
ROARING.

Metro-Goldwyn-
Mayer Lion

音商標

■ 欧州における登録例

CTM 登録第 2529618 号

商標：



Hisamitsu Seiyaku

指定商品：5類 薬剤

商標の説明：The mark is a sound mark and corresponds to the words HI SA MI TSU, sung to the musical notes shown in the representation.

どこで使用されているか？

企業

- 商品
- パッケージ
- 封筒
- 輸送車

タッチポイント

- 広告 (WEB, TV)
- 店舗、ショールーム
- 看板
- 棚

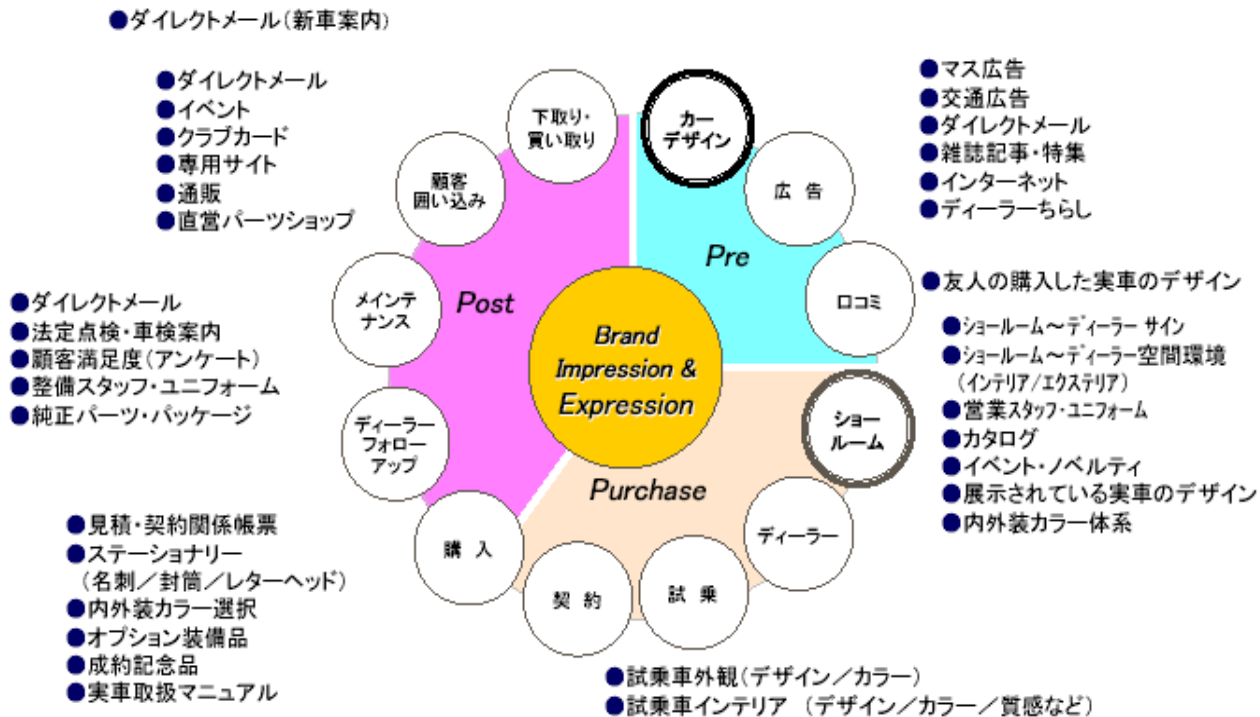
消費者

- ラウンジ
- アフターケア
- イベント
- ダイレクトメール

「絆」

どこで使用されているか

ブランドデザイン環境を構成するタッチポイント(自動車の例)



(出典:特許庁 平成21年度意匠出願動向調査報告書)

登録のメリット

財産権

- 商標権の存続期間：登録日から10年間
- 商標権の更新：10年毎
- ライセンス可能：専用使用権、通常使用権
- 質権の設定可能
- 移転可能



財産権としての活用が可能

登録のメリット

文字商標の他に登録する

- ブランディングの観点(差異化、個性の創造)からー
色彩、動き、ホログラム、位置、音による差異化、個性化、コミュニケーション。←絆が深まる。
- マーケティングの観点(売り込みが不要なシステムの創造)からー
色彩、動き、ホログラム、位置、音により、商品の内容、品質、ブランドイメージを理解してもらえる。

登録のメリット

マーケットを独占できる

	商標同一	商標類似	商標非類似
商品・役務 同一	○	○	×
商品・役務 類似	○	○	×
商品・役務 非類似	△	△	×

○ = 商標権侵害

△ = 不競法2条1項1号違反(商標が周知な場合)
防護標章登録⇒商標権侵害

× = 商標権非侵害、不競法適用なし。

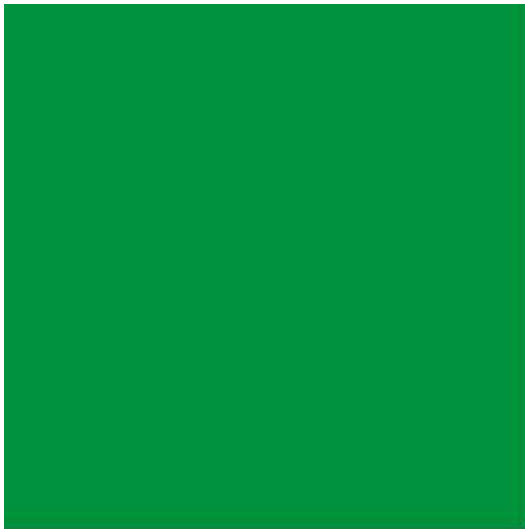
Color Mark (色彩商標)

Appl.No. 2015-30125

Class 39(鉄道による輸送)

JR東日本

商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は、緑色(DIC213)のみからなるものである。

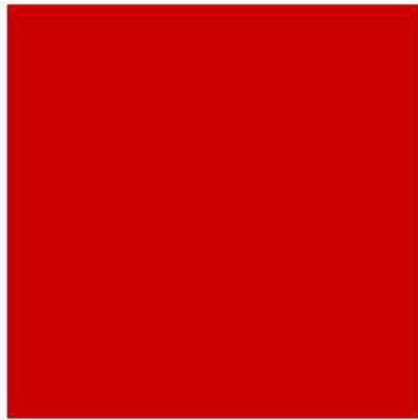


Appl.No. 2015-030540

Class 39(信書の送達)

日本郵政株式会社

- 商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする商標は、赤色(RGBの組合せ：R204, G0, B0)のみからなるものである。



Appl.No. 2015-030294
Class 38(移動体電話通信)
NTTドコモ

商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする
商標は、紅色(RGBの組合せ：R204, G0, B
51)のみからなるものである。



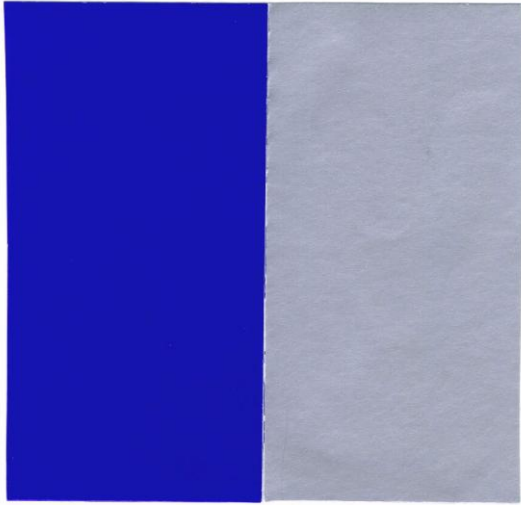
Appl.No. 2015-029938

Class 32(アルコール分を含まないエネルギー補給用の飲料)
レッド・ブル・アクチェンゲゼルシャフト

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、青色 (RAL: 5002) 及び銀色 (RAL: 9006) であり、配色は、各色 50パーセントずつとなっている。



EU:002534774



EU: 004381471



Protection is claimed for the colours blue (Pantone 2747 C) and silver (Pantone 877 C) juxtaposed as shown in the representation of the colour mark applied for. The ratio of the colours is approximately 50%- 50%.

Appl.No. 2015-029920

Class 35, 37(自動車用タイヤの小売又は卸売の業務において行われる顧客
に対する便益の提供、自動車タイヤの修理)

Bridgestone

- 商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色（PANTONE：186C）、緑色（PANTONE：354C）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の30パーセント、同じく緑色70パーセントとなっている。



Appl.No. 2015-37883

Class 39(企画旅行の実施)

JTB

・ 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ: R204, G0, B0)、灰色(RGBの組合せ: R153, G153, B153)、白色(RGBの組合せ: R255, G255, B255)であり、配色は、商標の上から53.5パーセントに白色を配し、白色の下に左から順に、赤色が商標の8パーセント、同じく灰色が38.5パーセントとなっている。

(チケットフォルダー)



Appl.No. **2015-029855**

Class9(ビデオディスク)、16(印刷物)

25(仮装用衣服),28(おもちゃ),41(インターネットによる映画の提供)

株式会社円谷プロダクション

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は色彩の組み合わせのみからなるものである。色彩の組み合わせは、赤色(色見本帳DIC PART2 2490)、銀色(DIC16版 616)であり、配色はそれぞれ50%となっている。

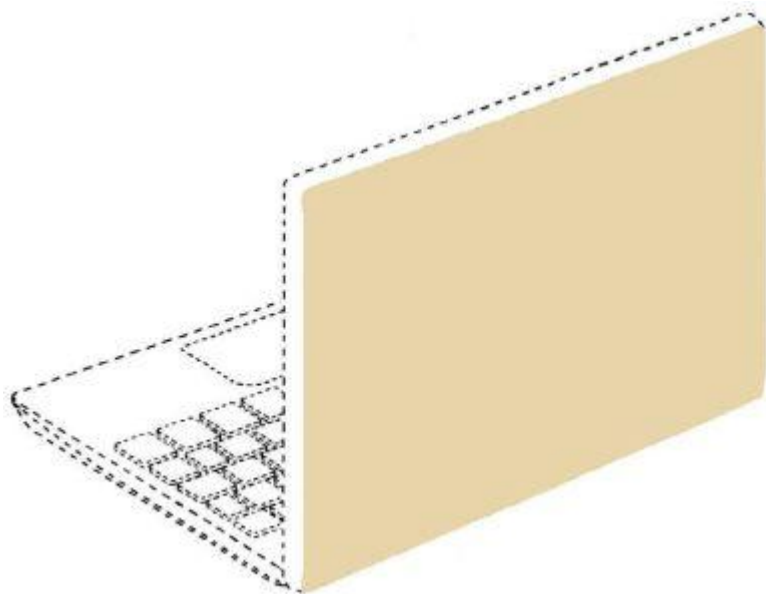


Appl.No. 2015-030715

Class 9(ノートブック型コンピュータ, タブレット型コンピュータ, ポータブルデジタルビデオディスクプレーヤー)

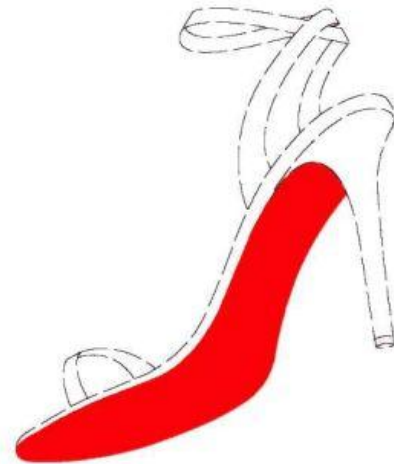
Toshiba

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ノートブック型コンピュータ, タブレット型コンピュータ又はポータブルデジタルビデオディスクプレーヤーのディスプレイ面の背面部分を金色(PANTONE色見本帳の番号は、7527PC)とする構成からなる。なお、商標登録を受けようとする商標において、ディスプレイ面の背面部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成するものではない。



Appl.No. 2015-29921
Class 25 (女性用ハイヒール靴)
Christian Lubtan

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、女性用ハイヒール靴の靴底部分に付した赤色(PANTONE 18-1663TP)で構成される。なお、破線は、商標がどのように使用されるかの一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

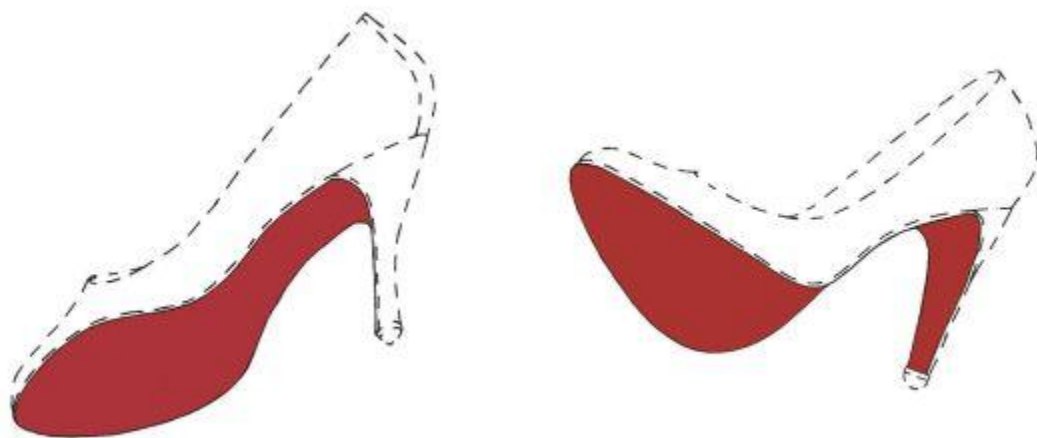


Appl.No. 2015-33058

Class25 (婦人靴)

株式会社モーダ・クレア(moda clea)

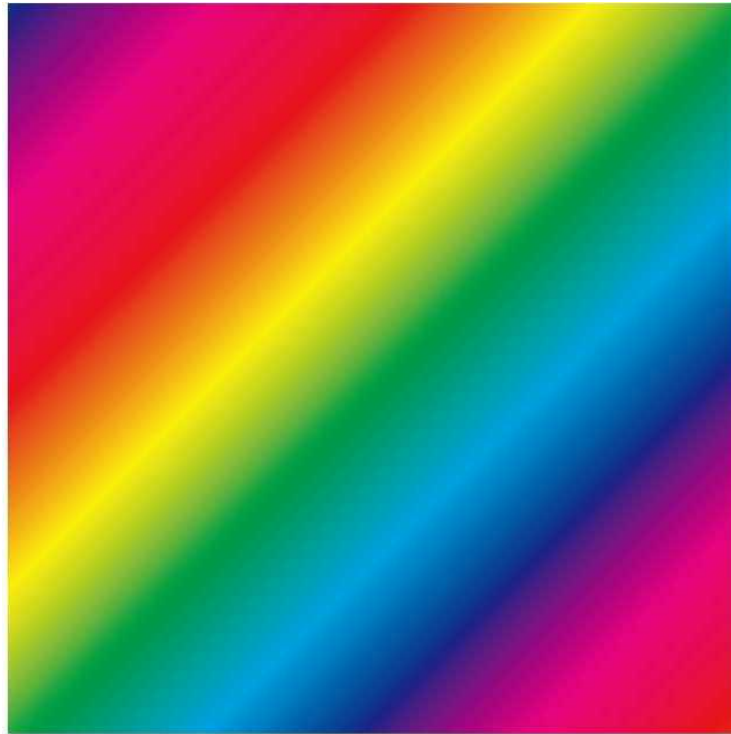
商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、婦人靴の靴底の部分に赤色(RGBの組合せ: R166、G25、B46)とする構成からなる。なお、婦人靴の靴底の部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標登録を受けようとする商標を構成する要素ではない。



Appl.No. 2015-54118

Class 30(コーヒー)

サントリー食品インターナショナル株式会社



Appl.No. 2015-54118

Class 30(コーヒー)

サントリー食品インターナショナル株式会社

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は、色彩の組み合わせを左上から右下(角度135°)に向かっていく線形グラデーションで表した色彩のみからなる商標である。色彩の組み合わせはいわゆる虹色で、左上から順に、群青色(RGBの組み合わせ: R22, G47, B147)、紫色(RGBの組み合わせ: R91, G28, B133)、薄紫色(RGBの組み合わせ: R176, G6, B129)、ピンク色(RGBの組み合わせ: R223, G5, B127)、赤紫色(RGBの組み合わせ: R229, G11, B87)、朱色(RGBの組み合わせ: R229, G26, B30)、オレンジ色(RGBの組み合わせ: R231, G69, B30)、山吹色(RGBの組み合わせ: R241, G160, B25)、黄色(RGBの組み合わせ: R249, G236, B10)、黄緑色(RGBの組み合わせ: R136, G187, B56)、緑色(RGBの組み合わせ: R11, G159, B73)、青緑色(RGBの組み合わせ: R1, G156, B153)、水色(RGBの組み合わせ: R0, G158, B219)、青色(RGBの組み合わせ: R0, G96, B172)、を繰り返してなり、色彩は、群青色から紫色・薄紫色・ピンク色・赤紫色・朱色・オレンジ色・山吹色・黄色・黄緑色・緑色・青緑色・水色・青色の順に繰り返しながら右下に向かってグラデーションで表している。

Appl.No. 2015-30281

Class 5 (軟膏)

大塚製薬

・商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、茶色(PANTONE: 4975C)、金色(PANTONE: 871C)、茶色(PANTONE: 4975C)、金色(PANTONE: 871C)、茶色(PANTONE: 4975C)からなる。配色の割合は、上から順に、茶色が14パーセント、金色が3.6パーセント、茶色が4.4パーセント、金色が17.5パーセント、茶色が60.5パーセントである。



Appl.No. 2015-30703
Class 30 (カップ入り即席うどん)
東洋水産

- 商標の説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標という。」)は、色彩のみからなるものであり、即席うどんの容器外側側面の周縁を帯状の赤色(PANTONE186C)とする構成からなる。なお、即席うどんの容器の波線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。



Motion Mark (動き商標)

Appl.No. 2015—30220
Class 9, 35, 37, 38, 41, 42
Fujitsu

FUJITSU

FUJITSU

FUJITSU

FUJITSU

Appl.No. 2015-30220
Class 9, 35, 37, 38, 41, 42
Fujitsu

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。図1では、「FUJITSU」のロゴのみであるのが、図2では当該ロゴのうち「F」と「U」の間に光が射し込むとともに、当該ロゴの「F」の上部に赤い吹き出し形状の枠の内側に「shaping tomorrow with you」という文字(以下、「吹き出し」という)が出現する様子が表され、図3では当該吹き出しが徐々に大きくなるとともに左側へ移動する様子が表され、図4では、当該吹き出しが「F」の文字の左側上方に表示される様子を表している。この動き商標は、全体として約2秒間である。

Appl.No. 2015-30222

Class 33 (日本酒)

菊正宗酒造株式会社



Appl.No. 2015－30222

Class 33(日本酒)

菊正宗酒造株式会社

・商標の詳細な説明: 標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す6枚の図からなる動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。瓶を包んでいた紫の風呂敷が、四隅から広がり始め、瓶の上部が現れている状態からほぼ開き終わって瓶のほぼ全体が現れる状態までの動きである。図1は、風呂敷が広がり始め、瓶の上部約1/4が現れている状態、図2は、風呂敷がさらに広がり、瓶の上部約1/3が現れている状態、図3は、風呂敷がさらに広がり、瓶の上部約1/2が現れている状態、図4は、風呂敷がさらに広がり、瓶の上部約2/3が現れている状態、図5は、風呂敷がさらに広がり、瓶の上部約3/4が現れている状態、図6は、風呂敷がさらに広がり、瓶のほぼ全体が現れた状態である。この動き商標は、全体として約2秒間である。

Appl.No. 2015-40473

Class 5 (芳香消臭剂)

P & G



Appl.No. 2015-40473

Class 5 (芳香消臭剤)

P & G

- 商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。図1から図4にかけて、容器本体のドアが開いて水と種々の織物関連のものが飛び出す様子を表している。なお、各図の左上隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

Hologram Mark(ホログラム商標)

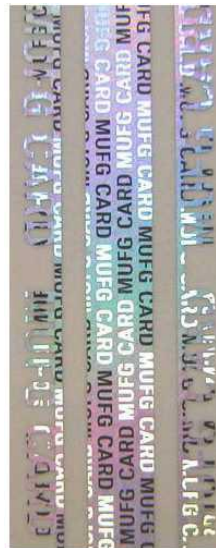
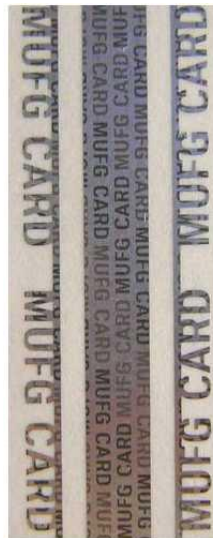
Appl. No. 2015-30198
Class 36 (ギフトカード)
三井住友カード株式会社

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標は、見る角度により表示される色彩が変わるホログラム商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。正面から見たときは図1に示すとおり、傾けた角度によっては図2に示すとおりである。



Class 36 (クレジットカード利用者に代わってする支払代金の清算)株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、見る角度により表示される内容が変わるホログラム商標である。商標には、「MUFG CARD」の標章が連続して表示され、異なる角度から見ると光の反射により異なった色彩に見えるように構成され、それぞれ3つの写真(図)は、異なる角度から見た場合を示している。



Appl.No. 2015-60823

Class 36 (生命保険契約の締結の代理及び媒介)

ほけんの窓口グループ株式会社

- 商標の説明: 商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、見る角度により表示される内容が変わるホログラム商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示す通りである。



1



2

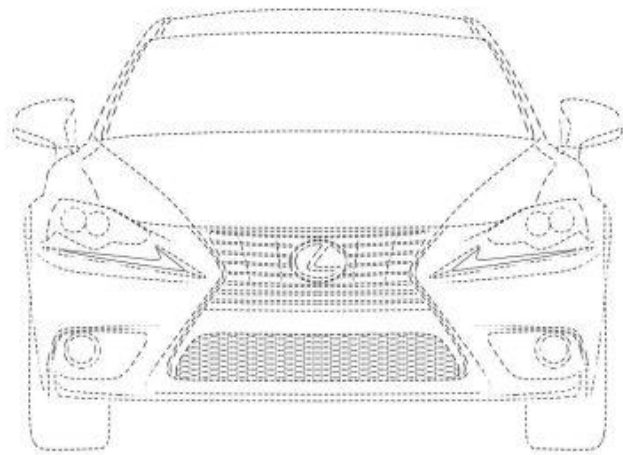


3

Position Mark(位置商標)

Appl.No. **2015-030453**
Class 12 (motor vehicle)
Toyota

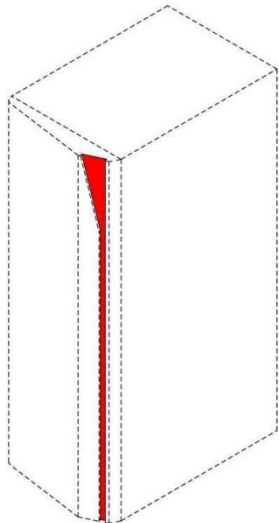
- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、自動車正面のラジエターグリルの左右、ヘッドライトとフォグランプの間に位置するL字状のランプの形状からなるものである。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。





Appl. No. 2015-030237
Class 9 (Computer server)
Fujitsu

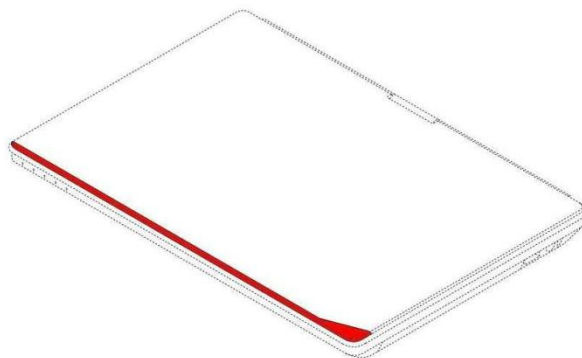
- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、コンピュータサーバーの正面右部に付された図形からなる。なお、コンピュータサーバーの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。





Appl. No. 2015-030237
Class 9 (Notebook type computer)
Fujitsu

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、キーボード部を覆う形で開閉可能なディスプレイ部を配したノートブック型コンピュータ蓋体(以下「蓋体」という。)において、閉じた状態の蓋体の開口部側の上面の稜線内側に付された図形からなる。なお、ノートブック型コンピュータの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

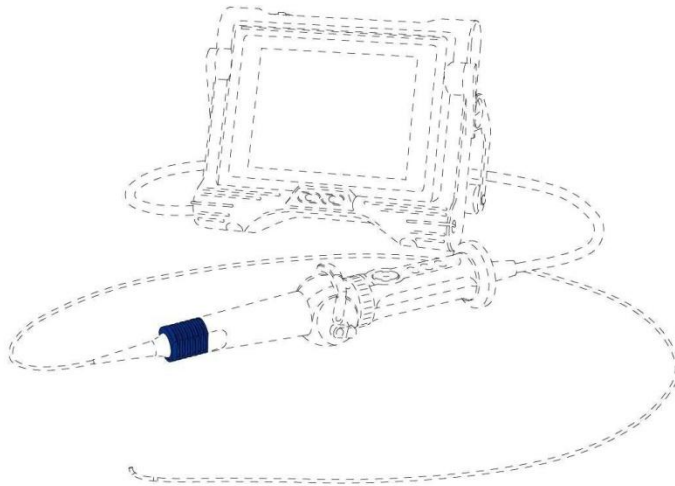


Appln. No. **2015-029818**

Class 9 工業用内視鏡

Olympus

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下、「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、工業用内視鏡の操作部の端部周縁に付された図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

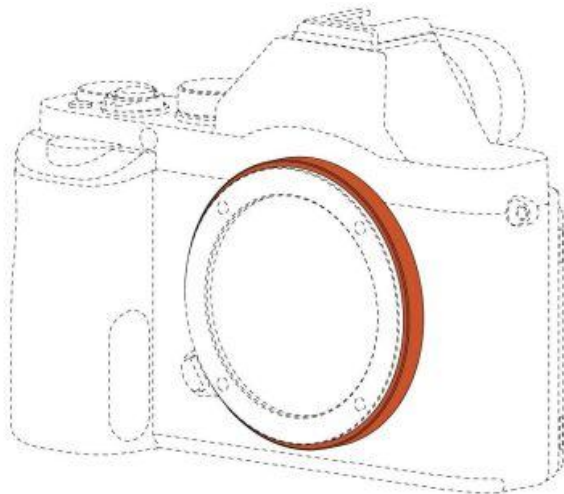


Appl.No. 2015-030486

Class 9 (レンズ交換式デジタルカメラ)

Sony

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、レンズ交換式デジタルカメラの筐体(本体)のレンズマウントの外周に設けられた朱色のリング状の立体的形状部分からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

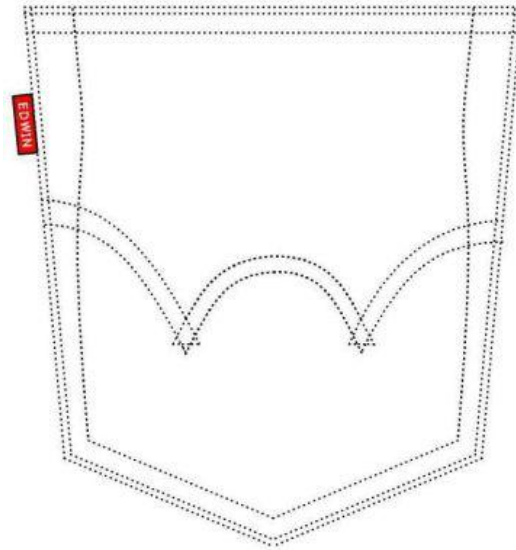
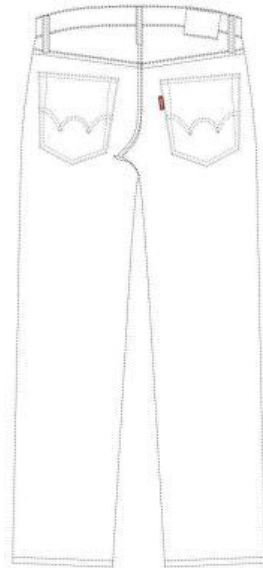


Appl.No. 2015-030361

Class 25(Pants)

Edwin

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ズボンの後ろポケットの左上方に付され、「EDWIN」の欧文字が表された赤い長方形のタブ図形からなる。なお、ポケット及びタブ図形のための記載は、当該位置に付された標章を明示するための部分拡大図である。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

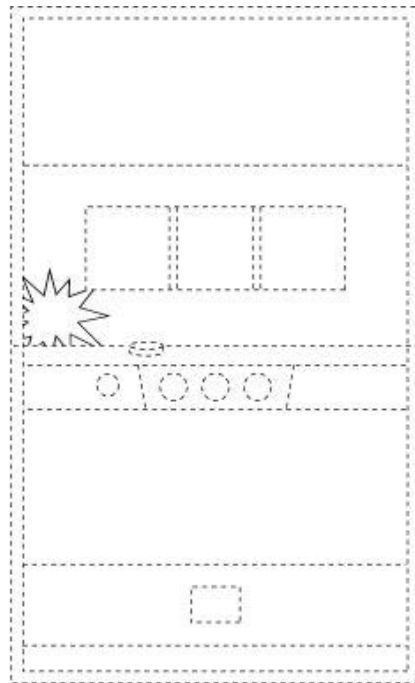


Appl.No. 2015-030388

Class 28 (slot machine)

Kita Denshi

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、商標を付する位置が特定された位置商標であり、実物のスロットマシン、又は画像で表されたスロットマシンの正面の可変表示部の左下に、上記図示する標章を配置する構成からなる。なお、上記標章以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

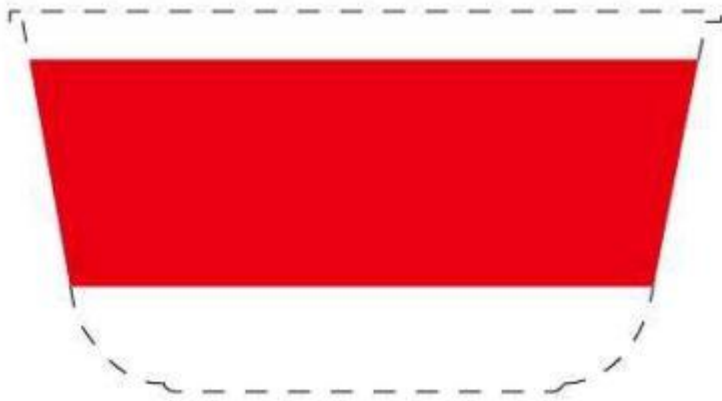


Appl.No. 2015-030699

Class 30 (カップ入り即席うどん)

東洋水産株式会社

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標という。」)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、即席うどんの容器外側側面の周縁に付された赤色帯状の図形からなる。なお、即席うどんの容器の波線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

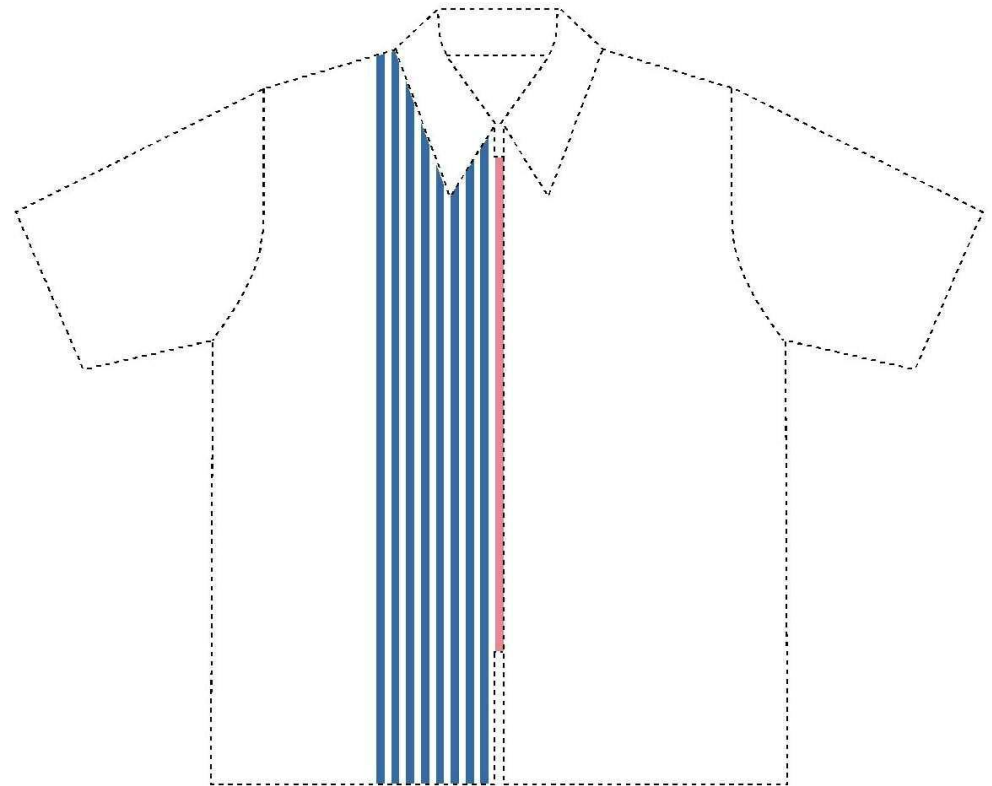


Appl.No. 2015-59868

Class 35 (衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供)

ローソン

- 商標の詳細な説明: 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、シャツの前身頃の中央部に配するファスナーに付したピンク色と、前記中央部から右身頃(正面視中央部から左の身頃)の約5分の2の位置にかけて交互に8本ずつ繰り返して付した帯状の白色と青色の縦縞模様からなる。なお、シャツの形状を表す破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。



Sound Mark (音商標)

- 商標:本商標は、『フ・ジ・ツ・ウ』という男性の声の背景に、ギターの弦を弾く音が4回入り、その4回目の音に重なるように『shaping tomorrow with you』を読み上げる男性の声が入る構成からなっており、全体で約2秒間の長さである。
- 商標の詳細な説明:商標登録を受けようとする商標は音商標であり、当該音商標中に含まれるギターの弦を弾く音は、順に「ミ」、「ファ#」、「ミ」、「ファ#」の4音から構成されている。

Appl.No. 2015-30377

Class 28(スロットマシン)

北電子

- 商標: 本商標は、硬い物体が金属板に当たったときの、衝突音・金属音のような、「ガコン！」あるいは「ガコッ！」というような短い音が聞こえる構成となっており、全体で約1秒間の長さである。

↑

喜びの音

Appl.No. 2015—39667

Class 37

Panasonic

♩=165

パ ナ ホ ー ム

The image shows a musical staff in treble clef with a key signature of one sharp (F#) and a time signature of 4/4. The tempo is marked as ♩=165. The melody consists of the following notes: a quarter rest, a quarter note G4, a quarter note A4, a quarter note B4, a quarter note C5, a quarter note B4, a quarter note A4, a quarter note G4, a quarter note F#4, a quarter note E4, a quarter note D4, and a quarter note C4. The Japanese characters 'パ', 'ナ', 'ホ', 'ー', and 'ム' are written below the notes, corresponding to the syllables of the word 'Panasonic'.

Appl.No. 2015-49447

Class 32 (清涼飲料)

Yakult

♩ = 104

あ ん た が た た フ マ ン

Appl.No. 2015-29877

Class 9, 35, 38

Nokia

- ・商標の詳細な説明：商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、五線譜で表された聴覚で認識される商標である。テンポは214BPMである。ただし、最後6拍のあたりからテンポは170BPM程度に、だんだん遅くなる（リタルダンド）。



どのように管理するか

1. 商標登録をする

(1) 識別力の獲得

- ・生来的に識別力がある(動き、ホログラム、音)
- ・長年の使用により識別力を獲得(色彩、位置)
←登録に苦勞する。
 - 全国版の新聞一面広告
 - 全国的なテレビ広告

(2) 他人の商標と類似しないこと

どのように管理するか

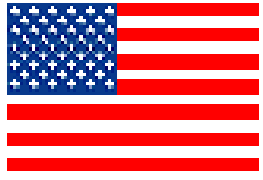
2. 闘って、守る

—他人の出願、登録を潰す

—他人の使用を禁止する

(商標権侵害、不正競争防止法違反)

商標權侵害・不正競争防止法事件



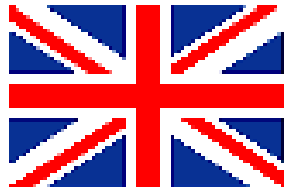
新しい商標と商標権侵害 (色彩商標—米国の事案)

- 原告の登録商標は、靴底が赤色でその他は赤色以外のコントラストな点が権利範囲であり、被告の靴は権利範囲に入らない。
(第2巡回控訴裁判所判決(2012年9月5日)—非侵害
米国商標法37条に基づき、裁判所が商標登録原簿を修正
日本であれば、5条5項違反で登録無効?)

(原告—靴底のみ赤)

(被告—全体が赤)





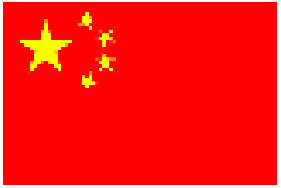
新商標と商標権侵害 (色彩商標—英国の事案)

- 原告の緑色と被告の緑色(オイル)は類似
(BP Amoco plc v. John Kelly Ltd(Court of
Appeal (Northern Ireland) [2002] F.S.R. 5)

(原告)

(被告)

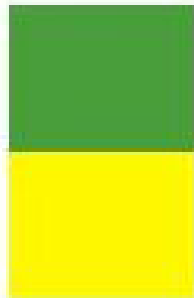




新商標と商標権侵害 (色彩商標—中国の事案)

- 原告 (Deere&Company/米国) の2色 (黄色と緑色のトラクター、刈り取り機等 (7, 9類)) と被告 (Jotec International Heavy Industry(Beijing) Co., Ltd.等) の2色 (黄色と緑色の刈り取り機) は類似 (2013年12月24日北京市第2中級人民法院/Beijing No. 2 Intermediate Court)。原告登録商標 (449677号 /2009.3.21登録/7.9類) には、車体が緑色で、ホイールが黄色の説明あり。差止、45万人民元 (74,000米国ドル) の損害賠償を認容。

(原告: 上・緑、下・黄色) (被告)



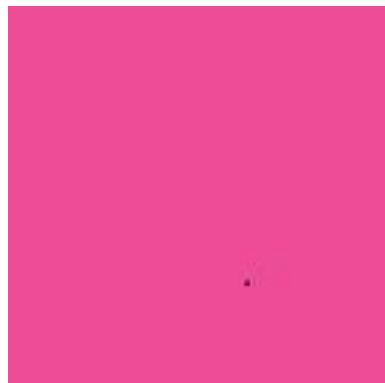
黄色と緑色の刈り取り機

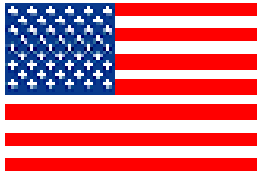


新商標と類似

(色彩商標—フランスの事案/侵害事件ではない。)

- 「Pantone212(ピンク)」と「Pantone219(ピンク)」(ボトル)は類似(2001年1月30日破棄院判決)。その後、Pantone212は識別力を喪失したと判断(2007年7月10日付破毀院判決)
(原告:Pantone 212) (被告:Pantone 219)

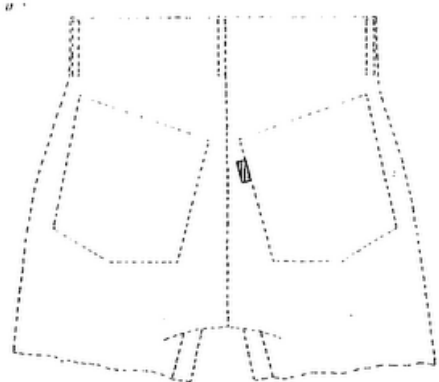




新商標と商標権侵害 (位置商標—米国の事案)

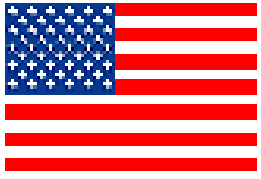
- 下記位置商標(赤いタブ)の登録をもっている原告が、右後ろパッチポケットの下部に黒いWranglerタブを使用してる被告を商標権侵害で訴えた。裁判所は、混同、誤認、欺瞞を引き起こすおそれがあると判断し、商標権侵害を認容した(Levi Strauss & Co. v. Blue Bell, Inc., Court of Appeals, Ninth Circuit. - 632 F.2d 817 Decided Nov. 13, 1980)。—侵害

(原告登録商標)



(被告)

黒いタブ



新商標と商標権侵害 (位置商標—米国の事案)

- ・ズボンのタブの登録では、シャツのタブを押さえることはできなかった (Levi Strauss & Co. v. Blue Bell, Inc. 228 U.S.P.Q346(9th Cir. 1985)) —非侵害

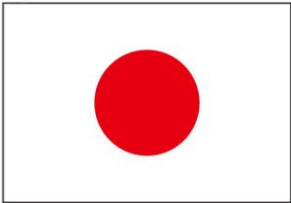
(原告登録商標)

(被告)

ズボンのタブ

シャツのタブ

不正競争防止法による新商標の保護 混同惹起行為(2条1項1号)

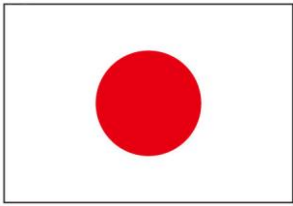


要件

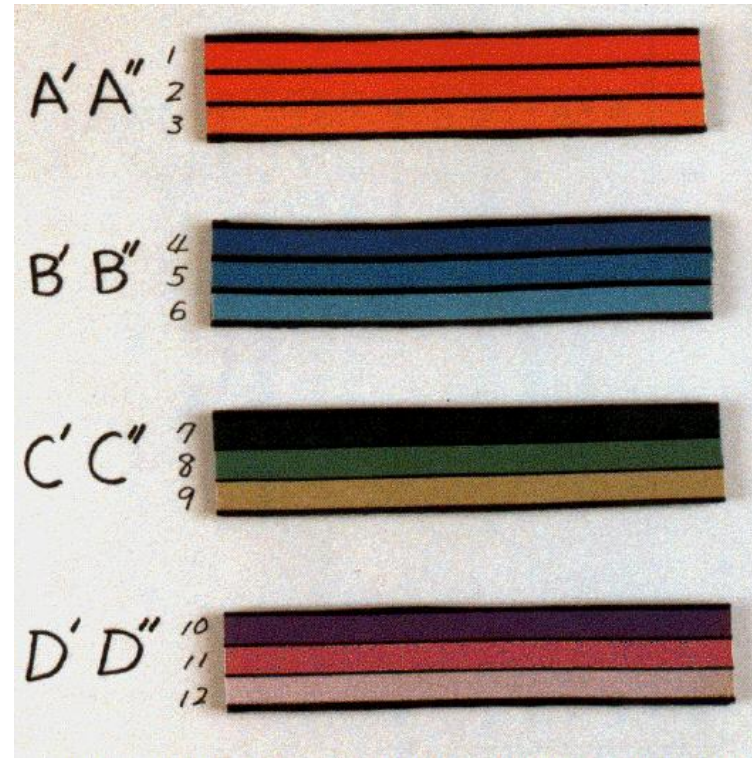
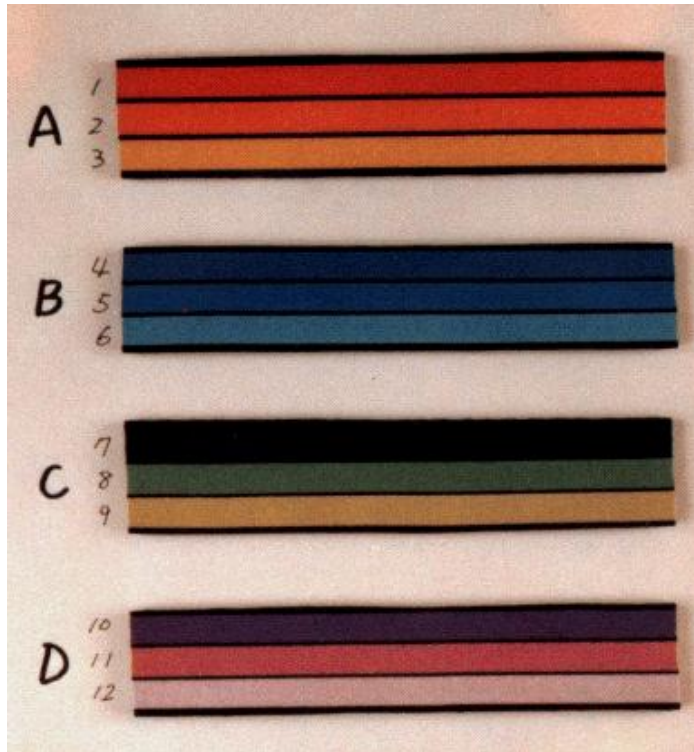
- 商品等表示
- 周知性(相手方地域)
- 同一又は類似
- 混同の可能性
- 営業上の利益の侵害
- 機能的形態の保護除外
(東京高判H13・12・19
[立体パズル])

救済措置

- 差止
- 損害賠償
- 信用回復の措置
- 不当利得
(学説上の対立あり)
- 刑事罰



旧不正競争防止法1条1項1号(色彩) ○
原告商品等表示(3色) 被告商品等表示(3色)



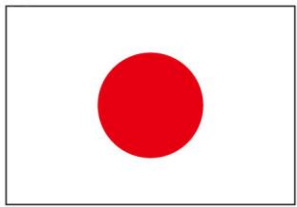
大阪地判S58・12・23[三色ラインウェットスーツ]

事案：被告が三色ラインのウェットスーツを販売。←色彩商標

判決：

- ・商品等表示—3色ラインはスーツ本体の色彩、形態から独立して商品の出所表示機能を有する。
- ・混同のおそれ—3色ライン以外の形態等の違いは、誤認混同を妨げるものではない。

※被告は、C‘C”、D‘D”を使用していなかったため、A‘A”、B‘B”についてのみ本号を適用した。



不正競争防止法2条1項1号(色彩) ×

原告商品等表示
(濃紺)

被告商品等表示
(濃紺)

(家電製品)

(家電製品)

大阪高判H9・3・27[It'sシリーズ]

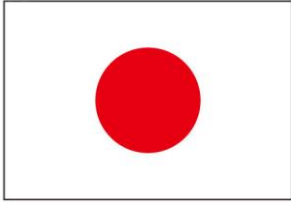
事案：被告が家電製品（炊飯器、コーヒーマーカー等）に「濃紺色」を使用した事案。←色彩商標

判決：

・商品等表示—濃紺色が原告の商品であるとの出所表示機能を取得するに至っていない。原告は同一機種について他の色も使用、他社も濃紺色を使用、濃紺色は特殊な色ではない、家電製品は耐久消費財であるから色彩のみに着目して商品を購入しない、大学入学、就職の時期には原告家電製品（濃紺色）をまとめて展示するが、それ以外は、ばらばらで販売。

大阪高判H9・3・27[It'sシリーズ]

- ・単一色が保護されるためには、
 - ①商品と色彩の強い結びつき、
 - ②当該色彩を商品に使用することの新規性、特異性、
 - ③色彩使用の継続性、
 - ④色彩使用に関する宣伝広告とその浸透度、
 - ⑤商品を識別、選択する際の色彩の役割の大きさ等を検討。



旧不正競争防止法1条1項2号(動き) ○
原告商品等表示 被告商品等表示

(かに道楽)

(かに将軍)



松葉がに・
動く

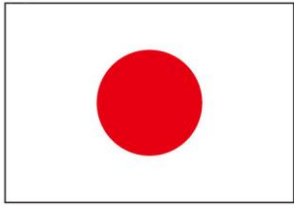
大阪地判S62・5・27[かに看板]

事案：被告(かに将軍)が原告(かに道楽)の「かに看板」と類似する「かに看板」をかに料理専門店に使用。←動きの商標

判決：

- ・商品等表示—赤く彩色した巨大な松葉かきの枝の第2関節を折り曲げ、電気仕掛けでハサミ、肢、目玉が動くようにした立体看板。動きかたも生きた「かに」の実際の動きとは異なる。他に例のない奇抜性、新規性を有し、一般に使用されていない。
- ・周知性—40店舗、年商100数十億円
- ・類似性—酷似
- ・混同のおそれ—酷似性より

※原告は、10年間ほど被告に対して権利行使をしていなかったが、本号が適用された。



不正競争防止法2条1項1号(位置) ○
原告商品等表示 被告商品等表示

(別紙)

原告標章目錄 1



(別紙)

被告標章目錄 3



東京地判H12・6・28[LEVI'S弓型ステッチ]

事案：被告がポケットに弓型ステッチのあるジーパンを製造販売。←位置商標

判決：

- ・アンケート調査結果(18.3%の認知率)も踏まえ周知性認定。しかしながら、著名性を否定。
- ・円弧が真ん中で交差—類似
- ・周知性・類似性→広義の混同

ご清聴ありがとうございました。

ユアサハラ法律特許事務所
パートナー 弁理士 青木博通

